

石狩灣新港管理組合
総合評価落札方式実施要領

令和6年5月

石狩灣新港管理組合

目 次

I 要領の目的	• • • • • 1
I-1 目的	• • • 1
I-2 適用	• • • 1
I-3 用語の定義	• • • 1
II 総合評価落札方式の概要	• • • • • 2
II-1 総合評価落札方式の種類	• • • 2
II-2 総合評価落札方式による落札者の決定方法	• • • 2
II-2-1 評価値の算出	• • • 2
II-2-2 評価値算出方法の適用区分	• • • 3
II-3 総合評価落札方式の適用区分	• • • 3
II-4 施工体制評価	• • • 5
III 標準型総合評価落札方式の実施	• • • • • 6
IV 簡易型総合評価落札方式の実施	• • • • • 7
IV-1 評価項目	• • • 7
IV-1-1 簡易な施工計画	• • • 7
IV-1-2 企業の施工能力等	• • • 13
IV-1-3 配置予定技術者	• • • 14
IV-1-4 担い手の育成・確保	• • • 16
IV-1-5 地域の守り手確保	• • • 16
IV-1-6 減点項目	• • • 20
IV-1-7 標準評価項目	• • • 20
IV-2 共同企業体・企業合併等	• • • 22
IV-3 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認	• • • 25
V 参考資料	• • • • • 27
V-1 特記仕様書	• • • 27
V-2 様式集	• • • 29

I 要領の目的

I-1 目的

本要領は、石狩湾新港管理組合（以下、管理組合という。）が発注する公共工事において、現在及び将来の公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保の取組の促進を図るとともに、地域の経済・雇用を支える建設業が継続的に経営できる環境を整備することを考慮し、管理組合が実施する総合評価落札方式の試行について、その基本となる考え方を示すものである。

I-2 適用

本要領は、管理組合で総合評価落札方式を実施するにあたり基本事項を定めたものである。

I-3 用語の定義

本要領で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価審査委員会
総合評価落札方式における地方自治法施行令第167条の10の2に基づく学識経験者への意見聴取等を行うことを目的に設置する学識経験者で構成する委員会をいう。
- (2) 施工計画審査タイプ
企業の施工能力や配置技術者等の評価項目のほかに、簡易な施工計画を評価項目に加え、評価項目と入札価格を総合的に評価する方式をいう。
- (3) 施工実績審査タイプ
企業の施工能力や配置予定技術者等、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式をいう。
- (4) WTO対象工事の適用基準額
WTO対象工事（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用となる建設工事の調達契約をいう。）の適用基準額をいう。

II 総合評価落札方式の概要

II-1 総合評価落札方式の種類

(1) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するため、工事の施工条件や環境条件から工事ごとの施工上の技術的課題を踏まえて評価項目を設定し技術提案を求める。当該実現性や安全性等について審査し、価格との総合評価を行う。

発注者が示す標準案を向上させる技術提案を評価対象とするが、目的及び施工範囲が的確でなく過剰な品質・性能となるような技術提案は、加点評価とはしない。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が少ない工事において、設計図書により発注者が示す仕様に基づく施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や施行能力等に基づき技術力を審査し、価格との総合評価を行う。

簡易な施工計画については、発注者が示す仕様に基づき、適切かつ確実に施工するための工夫や配慮すべき事項等の所見を求めるが、的確な理由がない限りにおいては、発注者が示す仕様を上回るものについては加点評価しない。

II-2 総合評価落札方式による落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価値の算出方法

加算方式または除算方式とする。

II-2-1 評価値の算出

(1) 加算方式

ア 評価値の算出方法

評価値=価格評価点+技術評価点+施工体制評価点

イ 価格評価点の算出

(ア) 予定価格内で応札した者には、積算能力評価点として20点を付与する。

(イ) 算出方法

- 低入札価格調査基準価格以上、予定価格以下で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \{ 1 - (\text{入札額} / \text{予定価格}) \} + 20$$

- 低入札価格調査基準価格未満で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \{ 1 - (\text{低入札価格調査基準価格} / \text{予定価格}) \} + 20 \text{ (一定)}$$

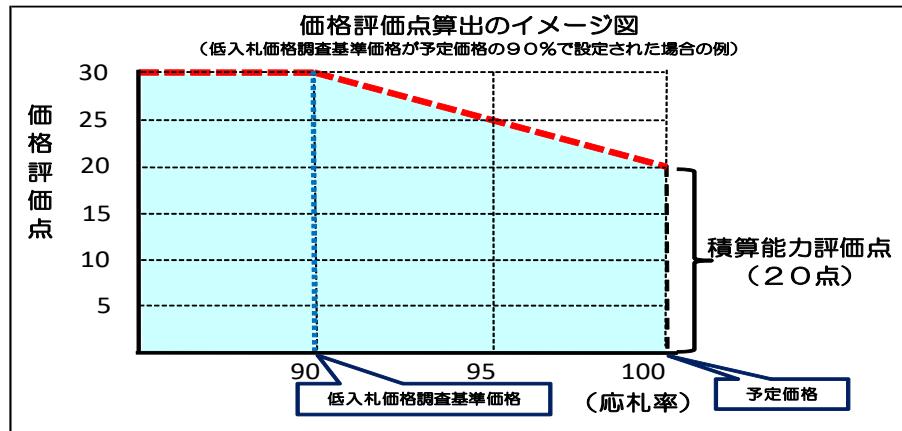
(ウ) 入札結果を公表する場合は、総合評価競争入札結果一覧表における価格評価点の桁数は小数第2位までとし、評価値の桁数は順位が確定できるまで記載する。

ウ 技術評価点の設定

技術評価点は、工事ごとに設定する。

エ その他

入札価格は、予定価格の制限の範囲内であること。



(2) 除算方式

ア 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{(\text{標準点} + \text{技術加算点})}{\text{入札価格}}$$

イ 技術評価点の設定

標準点は100点、技術加算点は、工事ごとに設定する。

ウ その他

入札価格は、予定価格の制限の範囲内であること。

評価値は、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

II-2-2 評価値算出方法の適用区分

評価値算出方法の適用区分については、当面、次のとおりとする。

(1) 加算方式

- 標準型総合評価落札方式を試行する工事（WTO 対象工事の適用基準額未満）
- 簡易型総合評価落札方式を試行する工事
- 総合評価審査委員会において必要と認められた工事

(2) 除算方式

- 標準型総合評価落札方式を試行する工事（WTO 対象工事の適用基準額以上）
- 総合評価審査委員会において必要と認められた工事

II-3 総合評価落札方式の適用区分

総合評価落札方式の適用区分については、原則として次のとおりとする。

(1) 標準型

予定価格が5億円以上の工事

(2) 簡易型

簡易型総合評価落札方式は、発注標準と整合を図り、当面は、次のタイプを適用する。

ア 施工計画審査タイプI型

予定価格が2億5千万円以上5億円未満の工事

イ 施工計画審査タイプII型

予定価格が7千万円以上2億5千万円未満で、技術的難易度が高い工事

ウ 施工実績審査タイプ

(ア) 予定価格が7千万円以上2億5千万円未満で、技術的難易度が低い工事

(イ) 予定価格が7千万円未満で、総合評価審査委員会において必要と認められた工事

イとウは、次表の「工事技術的難易度による選定基準」によりタイプを選定する。

【適用除外】

上記に該当する工事であっても、次の①から③のいずれかに該当する場合は、総合評価落札方式を適用しない。

- ① 緊急工事等、特別な理由がある場合
- ② 発注時期等に制限があり、総合評価落札方式を適用することにより、工事施工に必要な期間の確保が困難な工事
- ③ 総合評価審査委員会において、総合評価落札方式を適用することが不適当とされた工事

【工事技術的難易度による選定基準】

		施工計画審査タイプ I 型				
		施工実績審査タイプ				施工計画審査タイプ II 型
事業分類	工事区分	I	II	III	IV	V
		低	←	工事技術的難易度	→	高
		易	やや難	難		
港湾	ブロック類製作					
	浚渫揚土工事、防波堤（ブロック式）、岸壁（杭式桟橋除く）、地盤改良基礎、ケーソン製作		易	やや難	難	
	防波堤（ケーソン式）、岸壁（杭式桟橋）			易	やや難	難

注1 上記の事業分類は、代表的な事業であり、適用にあたっては「工事技術的難易度評価手順」を参照

注2 工事技術的難易度ランクIVの工事は、予定価格により施工実績審査タイプか施工計画審査タイプII型を判断する。

II-4 施工体制評価

(1) 施工体制評価の概要

低入札工事においては、下請負者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等が懸念され、品質確保のための体制その他の施工体制が確保されない恐れがあることから、適切な施工体制が確保されることを評価する。

(2) 評価方法

必要が無いと認められる場合を除き、開札後に積算内訳説明書の提出を求め、その内容を審査した上で施工体制評価点を確定する。

(3) 施工体制評価点の決定方法

ア 応札者から提出された積算内訳説明書の内容により、次表により3段階に評価する。

積算内訳説明書による審査結果	評価	施工体制評価点
施工体制が十分確保されている場合	評価A	15
施工体制が概ね確保されている場合	評価B	5
施工体制の確保がされない恐れがある場合	評価C	0

イ 積算内訳説明書の記載内容については、必要に応じてヒアリングを実施できることとし、その際には別途追加資料を求めることができる。

ウ 積算内訳説明書に不備がある者については、評価Cとする。

エ 期限までに積算内訳説明書を提出しなかった者のした入札は無効とする。

(4) 低入札価格調査制度との関係

ア 総合評価落札方式の入札を行った結果、低入札価格調査基準価格未満で応札した者が、提出された積算内訳説明書に基づき施工体制評価を行った上で落札候補者となった場合は、その者に対して低入札価格調査を実施するが、その際の失格判断には施工体制評価時に提出された積算内訳説明書を用いる。

イ 施工体制評価に係る手続きは、総合評価落札方式における評価値算出の過程であり、積算内訳説明書において失格基準価格を下回っている場合でも失格とはならず、この入札参加者が落札候補者となった段階で低入札価格調査を実施し、失格の判断を行うことになることに注意すること。

(5) 適用工事

総合評価落札方式を試行する工事のうち、標準型（WTO 対象工事の適用基準額未満）、簡易型を適用する工事

III 標準型総合評価落札方式の実施

予定価格が5億円以上の工事に適用する。

標準型総合評価落札方式実施要領

ア 標準型総合評価落札方式については、実施しようとする工事ごとに、工事特性等を勘案の上、次に掲げる事項を掲載した「標準型総合評価落札方式実施要領」（以下「実施要領」という。）を作成する。

- (ア) 工事名、施工場所及び工事概要
- (イ) 技術提案で求める範囲、必須要件及び評価基準
- (ウ) 技術提案の方法
- (エ) 技術提案の審査方法
- (オ) 落札者の決定方法
- (カ) 技術提案等の採否の通知方法等
- (キ) 入札方法
- (ク) 技術提案の取扱い
- (ケ) 提案内容の責任の所在等
- (コ) その他支出負担行為担当者が必要と認める事項

イ 実施要領の作成に当たり、併せて落札者決定基準を作成し、実施要領とともに総合評価審査委員会に付議する。

ウ 評価項目の設定、総合評価の方法、確実性審査等については北海道の「北海道における総合評価落札方式のガイドライン」を準用する。

エ 実施要領及び落札者決定基準は、入札説明書の一部を構成するものとして、入札参加者に対して交付する。

IV 簡易型総合評価落札方式の実施

IV-1 評価項目

IV-1-1 簡易な施工計画

(1) 基本的な考え方

ア 施工計画審査タイプI型は、次表①②③の3項目とする。

イ 施工計画審査タイプII型は、次表①②③のうち、2項目を選択する。

簡易な施工計画の項目	
① 工程管理に係る技術的所見	様式一1
② 品質管理に係る技術的所見	様式一2
③ 施工上の対処すべき技術的所見	様式一3

※ 施工計画審査タイプI型で、②品質管理に係る技術的所見の設定が困難な場合は、求める項目は3項目のままとし、項目①②③を工事特性に応じて①③③等に変更できるものとする。

ウ 選択した項目について、上表に示す様式により、入札参加者から簡易な施工計画を求める。

(2) 簡易な施工計画の項目

① 工程管理に係る技術的所見

工程管理とは、所定の工期内に与えられた工事を、高品質、低費用、短時間という、相反するような3つの目標を満足させて完成させることを目的に、計画工程表に基づく工事の進捗度管理を通じて、計画と実態の差異を把握、見直しなどをすることにより、契約条件に示された基準を満足する土木構造物を所定の工期内に完成していくための管理のことである。

こうした工程管理をより適正に行うための技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2事項を選択することを基本とする。

ア 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項

イ 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫に関する事項

ウ 複数工事による輻輳や周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止を図るため、作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項

エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）

② 品質管理に係る技術的所見

当該工事において、重要度の高い工事目的物を明示したうえで、これに係る品質管理について、技術的所見を求める。品質管理において求める技術的所見は、仕様書等に規定されている一般的・標準的な技術を求めているものではなく、工事目的物の品質を確保するための、より確実かつ向上させるような技術的な工夫を求めるものである。

重要度の高い工事目的物において、品質のより確実な確保又は品質の向上を図るために品質管理に係る技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、コンクリート構造物、土工、軟弱地盤対策等の評価テーマを設定したうえで、2事項を選択することを基本とする。

ア 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫に関する事項

イ 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項

ウ 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために、当該工事目的物の施工後※かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項

(※ ここでいう施工後とは、工事全体の完了ではなく、重要度の高い工事目的物を建設するにあたってのポイントとなる施工上又は工種の区切りを指すもので、施工後の例をいかに示す。

　　コンクリート打設後、載荷盛土施工後、アンカー施工後、地盤改良施工後、場所打ち杭掘削完了後など)

エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）

③ 施工上の対処すべき技術的所見

当該工事における現地条件等を踏まえ、施工上の対処すべき技術的所見を求める。施工上の対処すべき技術的所見は、仕様書等に規定されている対応方法に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫を求めるものであり、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2事項を選択することを基本とする。

ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項

イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項

ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項

エ 一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項

オ その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定）

カ その他②（入札参加者による独自設定）

【注意事項】

求める項目及び求める事項は、工事技術的難易度評価における大項目（「構造物条件」、「技術特性」、「自然条件」、「社会条件」、「マネジメント特性」）及び小項目（規模・形状等の構造物の条件、工法等の技術特性、気象等の自然条件、騒音振動等の社会条件、安全管理等のマネジメント特性など）の評価結果を参考に、工事の性格・内容等に応じて、重要度の高い項目を選択すること。なお、工事技術的難易度評価の項目と、技術的所見の求める項目・事項との関連性を、次表のとおり参考に示す。

工事技術的難易度評価小項目と主に対応すると想定される「簡易な施工計画」の項目

項目	事項	工事技術的難易度評価項目																							
		構造物条件			技術特性		自然条件				社会条件				マネジメント特性										
		規模	形状	その他	工法	その他	湧水・地下水	軟弱地盤	作業用道路ヤード	気象・海象	その他	地中障害物	近接施工	騒音・振動	水質汚濁	作業用道路ヤード	現道作業	その他	他工区調整	住民対応	関係機関対応	工程管理	品質管理	安全管理	その他
① 工程管理 に 係 る 技 術 的 所 見	異常気象等の緊急時の対応について、工程遅延防止のためにあらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○					△		△	○					△	△									
	工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	○	△		△		△	△	△			△	△	△	△	△	△	△			○				
	複数工事による輻輳や周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止のための作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○					△	△	△										○	○	○				
	その他																								
② 品質管理 に 係 る 技 術 的 所 見	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために使う使用材料や機材等における技術的な工夫	△	○		○		○	○		○											○				
	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に使う品質管理に係る技術的な工夫	△	○		○		○	○		○											○				
	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後かつ工事期間内に使う品質管理に係る技術的な工夫	△	○		○		○	○		○											○				
	その他																								
③施工上 の対処す べき技術 的所見	自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫						○	○	○																
	社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫										○		○	○	○	○	○								
	より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫								○							○						○			
	一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫								○							○	○						○		
	その他①																								
その他②																									

※ ○：主に対応すると想定される項目 、 △：対応が想定される項目

(3) 各事項における技術的所見

技術的所見は、1事項につき1つ求めるものとする。

(4) 簡易な施工計画の評価基準・方法等

ア 評価基準

(ア) 簡易な施工計画の配点は、各項目 5.00 点満点とする。

(イ) 評価対象として選択したチェック項目の内、加点評価した割合で配点の計算を行う。
(「表 A」 参照)

イ 評価方法

(ア) 配点は、表 Aにおいて、評価(B)の合計数を、評価対象(A)として選択した数で割った値に、5.00 点（満点）を乗じた値とする。

(イ) 算出された配点は、小数第3位切り捨て2位止めとする。

(ウ) 加点評価について

様式1、様式2、様式3の評価について、「○」、「-」、「×」を記載する。

○：加点評価の対象とする

-：加点評価の対象としない

×：実施不可

(I) 簡易な施工計画の評価の扱い

加点評価の扱いは、次表のとおりとする。

	採否	履行等	評価結果の確認
○：加点評価する	採用	履行確認し、不履行の場合は減点対象	入札参加者は発注者に対し、落札者等の通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。*
-：加点評価しない		履行確認しない	
×：実施不可	採用しない	実施不可	発注者から入札参加者に対し、文書により通知

*：評価結果の説明については、次のような技術提案へのアドバイスとなるような質問については回答しない。

- (例) • 各項目について、それぞれ何点獲得できたか？
• 評価された提案について、どのような点が評価されたか？
• もし、〇〇〇〇という提案をしていれば、評価されたか？

ウ 留意事項

(ア) 簡易な施工計画の審査において以下の場合は、該当する技術的所見の全ての評価対象項目について加点評価しないものとする。

- 1) 工事名が間違っているもの
- 2) 様式の枚数を守っていないもの
- 3) 品質管理に係る技術的所見において、設定した評価テーマと明らかに異なる技術的所見が含まれるもの
- 4) 記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの

(イ) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、該当する技術的所見は加点評価しないものとする。

- 1) 目的・方法、効果、範囲等が具体的でないもの、不明確なもの、不十分なもの

(解説・事例等)

- ① 曖昧な表現は、記載内容について履行するかしないかが不明確であるため評価しない。
（「原則として～」、「～するよう努める」、「～を検討する」、「必要に応じて～する」、「できる限り～する」）
- ② 効果が数値等で具体的に示されていない場合は、評価が困難となる場合がある。
また、使用材料や機材などの適用条件が、現場条件に合致しない場合は、効果があると判断できないため評価しない。
実施することで品質の低下が懸念される内容は評価しない。
- ③ 技術的所見でNETIS掲載の新技術については、NETIS番号のみを明記し、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等(NETIS掲載を終了した技術を含む)がある場合、該当する様式（様式1～3）とは別に、必要に応じて、1つの技術的所見につき、その技術内容や効果が把握できるカタログ等の資料を1枚に限り、添付可能とする。
なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。

- 2) 一般的・標準的なもの

(解説・事例等)

- ① 共通仕様書や特記仕様書の記載内容をそのまま記載しているような場合は評価しない。
- ② 気象情報や緊急地震情報の入手など、誰もが入手可能な手段の活用のみでは評価しない。
- ③ 着手前の工事区域に隣接する住民に対する工事内容の説明など、明らかに一般的なものは評価しない。

- 3) オーバースペックであるもの

(解説・事例等)

技術的所見は品質低下を招く要因となるような多大な費用を要する内容を求めるものではない。
こうした過大な提案（オーバースペック）は評価しない。
オーバースペックと判断する（した）場合がある事例については、次を参考にすること。
なお、この事例については、現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるものではないことに留意すること。

(参考) <提案に対し、オーバースペックと判断する（した）場合がある事例>

※ 現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。提案に当たっては各工事の入札説明書を確認すること。

また、これ以外でも、過度なコスト負担を要していると判断される場合は、評価しないことがある。

工種 工事内容	発注者が 設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容	
			その理由
一般土木	コンクリート構造物工事	コンクリートの品質・耐久性向上 低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断
	地盤改良工事	地盤改良による近接構造物への影響対策 設計基準強度を増加する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため
		地盤改良による近接構造物への影響対策 追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため
	築堤護岸工事	狭隘な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について 施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため
アスファルト舗装	橋面排水性舗装工事の品質確保に関する工夫（防水対策を含む）	レベリング層において全面にわたって碎石マスチック混合物（SMA）を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
	軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	BΟX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
	工程管理に係わる具体的な方策について	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため
	平坦性の向上	舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
浚渫	施工上配慮すべき事項	特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため

(ウ) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、実施不可とし、開札前に当該技術的所見を「採用しない」旨、提案者に文書により通知するものとする。

1) 記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの

(I) 簡易な施工計画に係る技術的所見については、簡潔に記載することとし1つの事項につき400字程度以内で記載すること。（「V-2 様式集」参照）

(オ) 簡易な施工計画の審査においては、「ICT 活用モデル工事」対象工事の対象校種に関する技術的所見について評価しないものとする。

(カ) 簡易な施工計画においては、温室効果ガス(二酸化炭素等)の削減等に関する評価項目・事項は設定しないものとし、これに係る技術的所見についても評価しないものとする。

表 A

簡易な施工計画 評価表

工事名

入札予定日

項目	評価対象チェック項目							評価
	評価対象(A)	評価(B)	チェック項目			履行確認チェック欄		
			評価対象事項		評価内容	評価数	チェック	確認数
①工程管理に係る技術的所見	□ア		ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止	左記に関する適切な記述がある		□履行OK		(評価(B) / 評価対象(A)) ×5.00点で算出
	■イ	1	イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化	左記に関する適切な記述がある	1	■履行OK	1	
	□ウ		ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等	左記に関する適切な記述がある		□履行OK		
	■エ	1	エ その他()	左記に関する適切な記述がある	1	■履行OK	1	
	○項目	2		総評価数	2	総確認数	2	5.00
②品質管理に係る技術的所見	□ア		ア 品質の確保・向上を図るために使う使用材料や機材等の技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある		□履行OK		(評価(B) / 評価対象(A)) ×5.00点で算出
	ロイ		イ 品質の確保・向上を図るために、施工中に行う技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある		□履行OK		
	□ウ		ウ 品質の確保・向上を図るために、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある		□履行OK		
	□エ		エ その他()	左記に関する適切な記述がある		□履行OK		
	○項目	○		総評価数	○	総確認数	○	
③施工上の対処すべき技術的所見	■ア	1	ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項	左記に関する適切な記述がある	1	■履行OK	1	(評価(B) / 評価対象(A)) ×5.00点で算出
	ロイ		イ 社会環境(周辺施設等)への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項	左記に関する適切な記述がある		□履行OK		
	□ウ		ウ 安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある		□履行OK		
	■エ	○	エ 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	○	□履行OK		
	ロオ		エ その他①()	左記に関する適切な記述がある		□履行OK		
	ロカ		カ その他②	左記に関する適切な記述がある		□履行OK		
	○項目	1		総評価数	1	総確認数	1	2.50

※ 各評価につき1つの所見とし、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する項目を評しない。

※ 「履行確認チェック」欄の「確認数」は、各事項で加点評価した技術的所見(「評価数」欄に記載された評価数)について、その履行が確認された技術的所見数を記載し、「チェック」欄は「評価数」と「確認数」が同じ場合のみチェックする。

IV-1-2 企業の施工能力等

(1) ISO マネジメントシステム標準評価項目

ISOマネジメントシステム 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50
		上記以外	0.00

ア 評価対象の種類

ISO9001 の取得を評価する。

イ 評価基準

有効期限が公告日以後のものを評価対象とする。

(2) 地域精通度（施工実績） 標準評価項目

地域精通度（施工実績） 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	地域精通度（施工実績）	過去 15 年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50
			1.00
			0.50
			0.00

ア 評価対象工事

北海道の各総合振興局（振興局）建設管理部及び建設部建築局、小樽市、石狩市及び管理組合発注の最終請負金額5百万円以上の工事を対象とする。

イ 評価対象期間

(ア) 過去 15 年間を基本とする。

(イ) 過去 15 年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、15 年前の4月1日から前年度の3月31 日までに完成し、引渡が完了した工事として設定する。

（公告日が令和6年度の場合、平成 21 年 4 月 1 日から令和6年 3 月 31 日までに完成し、その後引渡が完了した工事。なお、工事完成検査及び引渡が次年になる場合も対象となる。）

ウ 評価基準

(ア) 施工計画審査タイプ I 型には適用しない。

(イ) 工事内容等に応じて、次表の適用 1 ~ 3 の中から選択する。

(ウ) 「隣接」の扱いは、工事の内容に応じて定義できることとする。

技術評価項目		評価基準			評価点
地域 精通度	過去15年間の 工事箇所と同 じ地域での施 工実績	適用 1	石狩振興局又は後志総合振興局管内		1.50
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内		1.00
			道内		0.50
			なし		0.00
	適用 2		小樽市、石狩市又は隣接する市町村		1.50
			石狩振興局又は後志総合振興局管内		1.00
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内		0.50
			なし		0.00
	適用 3		小樽市又は石狩市		1.50
			小樽市又は石狩市に隣接する市町村		1.00
			石狩振興局又は後志総合振興局管内		0.50
			なし		0.00

エ その他

施工実績に該当する工事が複数ある場合、入札参加者は、評価が最も高くなると予想される工事を 1 つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリング（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事実績）の写しを提出する。

IV-1-3 配置予定技術者

(1) 主任（監理）技術者の資格 標準評価項目

主任（監理）技術者の資格 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
配置予定 技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間10年以上)	0.50
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間5年以上)	0.25
		上記以外	0.00

ア 評価対象の種類

技術士、一級・二級土木施工管理技士及び一級・二級建設機械施工技士を評価する。

イ 評価対象期間

一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士の有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数で評価する。

ウ 評価基準

- (ア) 求める資格の種類は、技術士、一級・二級土木施工管理技士及び一級・二級建設機械施工技士とするが、工種に応じて設定できる。
- (イ) 求める技術士の分野は、建設部門とする。

エ その他

- (ア) 必要に応じて、舗装施工管理技術者等を評価項目に追加することができる。
- (イ) 舗装工事に係る資格を乙型共同企業体（分担施工方式）において追加した場合は、舗装工事を担当する構成員の配置予定技術者で評価する。

(2) 主任（監理）技術者の継続教育 標準評価項目

主任（監理）技術者の継続教育標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
配置予定 技術者	主任（監理）技術者の 継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50
		なし	0.00

ア 評価対象の種類

評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。

なお、令和元年度後半以降の新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う講習会等の開催回数減少を踏まえた特例措置として、当面の間、推奨単位は括弧内の数字とする。

団体名	推奨単位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理士会連合会	20(10) ユニット以上	40(20) ユニット以上	60(30) ユニット以上	80(50) ユニット以上	100(70) ユニット以上
(公社)土木学会	50(25) 単位以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	50(25) CPD時間以上	—	150(75) CPD時間以上	—	—

(注) 推奨単位は、各団体が示す令和6年1月末現在の数字

イ 評価基準

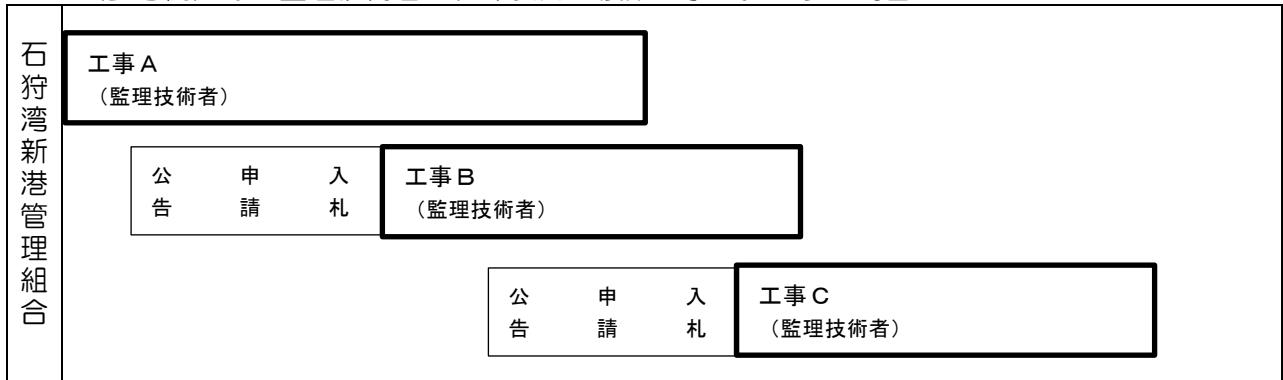
- (ア) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。
- (イ) 推奨単位は上記表のとおりとする。
- (ウ) 推奨単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。
- (エ) 推奨単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。
(2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)

(3) その他

- ア 建設業法上兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、次のとおりとする。

主任（監理）技術者の	兼任の場合
(1) 資格	重複して評価できる。
(2) 継続教育	重複して評価できる。

(参考例) ある監理技術者が、年度内に複数工事を担当する場合



	工事A	工事B	工事C
(1) 資格	評価	評価	評価
(2) 継続教育	評価	評価	評価

- イ 入札参加者が技術評価項目申請書を提出する際、配置予定技術者を特定できず複数の候補者がいる場合は、各候補者の中から評価が最も低い1名で申請することとする。(申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となる。)

IV-1-4 担い手の育成・確保

新規の雇用 標準評価項目

新規の雇用 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり	0.50
		なし	0.00

ア 評価対象

評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。

- (ア) 過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を（卒業・修了年度を含む4か年度以内）雇用した企業。
- (イ) 過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。
なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。
- ・ 当該年度4月1日時点で3か月を超える継続雇用関係にある者とする。（継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする。）
 - ・ 採用時点において、満35歳未満の者とする。

イ 評価期間

過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。(令和6年度の場合、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間)

ウ 評価基準

- (ア) 管理組合において年1回の落札まで、申請ができる。（年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。）
- (イ) 「申請」は工事を落札できるまで申請ができる。
ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。
なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、告示番号順）で判断する。
- (ウ) 共同企業体において、構成員の複数に新規の雇用実績がある場合は、いずれかの構成員の雇用実績をもって当該共同企業体の「申請」とすることができます。「申請」による落札以降は、申請した構成員は、単体、共同企業体を問わず申請できない。

IV-1-5 地域の守り手確保

(1) 主たる営業所の所在地 標準評価項目

主たる営業所の所在地 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所
			1.00
			0.50
			0.00

ア 評価対象

主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているもの。
- (イ) 会社法第27条の本店で、かつ、建設業法第3条の許可を有している営業所。

イ 評価基準

- (ア) 施工計画審査タイプI型には適用しない。
- (イ) 工事個所と同じ地域内での主たる営業所を評価する。
- (ウ) 当該工事の入札参加資格の要件に設定した地域範囲に応じて、次表の適用1～3の中から選択する。
- (エ) 「隣接」等の扱いは、地域の実情等に応じて定義できることとする。

技術評価項目		評価基準		評価点
地域貢献度	主たる営業所の所在地	適用1	後志総合振興局又は石狩振興局管内	1.00
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	0.50
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00
		適用2	小樽市又は石狩市及び隣接する市町村	1.00
			後志総合振興局又は石狩振興局管内	0.50
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00
		適用3	小樽市又は石狩市	1.00
			上記に隣接する市町村	0.50
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00

(2) 災害時の協力等 標準評価項目

災害時の協力等 標準評価項目

技術評価項目			評価基準	評価点
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	災害時の協力等	災害協定あり	0.25
			なし	0.00

ア 評価基準

災害時の協力は、管理組合との災害協定の有無を評価するものとする。

(3) 地域経済への波及 標準評価項目

地域経済への波及 標準評価項目

技術評価項目			評価基準	評価点
地域の守り手確保	地域経済への波及	地域企業の活用	地域内企業の活用比率	20%以上
				10%以上20%未満
				10%未満

ア 評価対象

- ・請負額に対する、元請及び一次下請企業のうち地域内企業の施工額の割合（活用比率）を評価対象とする。
- ・地域内企業とは、小樽市又は石狩市に「主たる営業所」が存する企業とする。

イ 評価基準

- ・入札参加者から提出される「地域内企業活用比率」（様式-7）により評価する。
- ・「地域内企業活用比率」は、次式により算出する。

$$\text{地域内企業活用比率(%)} = \left[\frac{\text{(自社施工額+一次下請施工額) のうち地域内企業施工額}}{\text{請負額(予定)}} \right] \times 100$$

(小数点以下切り捨て)

自社施工額：請負費のうち一次下請施工額以外の金額（税込）

一次下請施工額：元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込）

請負額：入札金額（税込）

注）元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、

自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。

※ 計算例は次項参照

ウ その他

- 「主たる営業所」は、IV-1-5(1) 主たる営業所の所在地標準評価項目のアと同様の扱いとする。

エ 履行確認

履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。

- 地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。
- 自社施工額は、最終契約額（税込）から、一次下請施工額（総額）を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【イ 評価基準】注）と同様の扱いとする。

<参考> 地域内企業活用比率計算例

計算例 1(単体企業)		(単位:円)
入札金額(予定) 100,000,000		
	全体額	内 地域内企業
自社施工額	70,000,000	70,000,000
一次下請施工額	30,000,000	5,000,000
地域内企業	$70,000,000 + 5,000,000$	
活用比率 =	$\frac{70,000,000 + 5,000,000}{100,000,000} \times 100$	
	= 75%	

計算例 2(共同企業体)		(単位:円)
入札金額(予定) 100,000,000		
	全体額	
自社施工額	70,000,000	
一次下請施工額	30,000,000	
構成員	出資比率	施工額 備考
A社	0.50	70,000,000 × 出資比率 35,000,000
B社	0.30	21,000,000 地域内
C社	0.20	14,000,000
	全体額	内 地域内企業
自社施工額	70,000,000	21,000,000
一次下請施工額	30,000,000	5,000,000
地域内企業	$21,000,000 + 5,000,000$	
活用比率 =	$\frac{21,000,000 + 5,000,000}{100,000,000} \times 100$	
	= 26%	

IV-1-6 減点項目

(1) 減点 標準評価項目

減点 標準評価項目

減点項目	評価基準	配点
過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00
	総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00

※ 令和2年度より前の「瑕疵」については、「契約不適合」と読み替える。

ア 減点対象

- (ア) 過去6か月以内に重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた工事
(イ) 過去6か月以内に総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った工事

イ 減点事例

- (ア) 重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例
a 重要な契約不適合に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償請求を受けた事例（工事施行成績で、20点減点の措置を受けたもの）を減点対象とする。
b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。
(公告日が令和6年5月10日の場合、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間となる。)

(イ) 総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例
a 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った事例を減点対象とする。
(やむを得ない事情による配置技術者の不履行の場合は次項のウの(イ)による。)
b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は工事検査日で判断する。
(公告日が令和6年5月10日の場合、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間となる。)

ウ その他

- (ア) 減点評価対象工事は、管理組合発注工事を対象とする。
(イ) 過去の工事における工事施行成績の減点の理由が、配置予定技術者における死亡・健康上の理由等、やむを得ない事情による主任（監理）技術者の資格、継続教育の不履行による場合は「過去6ヶ月の措置による減点」の対象外とする。
なお、上記事情の場合は、医療機関等の診断書の提示を求める。

IV-1-7 標準評価項目

(1) 施工計画審査タイプ

ア 基本的な考え方

- (ア) 施工計画審査タイプの技術評価点については、I型は18.75点、II型は16.25点を基本とする。
(イ) 各評価項目は表Bを標準とする。

イ 配点案

- (ア) 表Bに基づいて配点する。
(イ) 簡易な施工計画は、I型は①②③の3項目で配点を15点、II型は①②③から2項目を選択し、配点を10点とする。

ウ 必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点（I型の場合18.75点）の配点を増減できる。

(2) 施工実績審査タイプ

ア 基本的な考え方

(ア) 施工実績審査タイプ型の技術評価点については、6. 25点を基本とする。

(イ) 各評価項目は表Bを標準とする。

イ 配点案

(ア) 表Bに基づいて配点する。

(イ) 必要に応じて、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点（施工実績審査タイプ6. 25点）の配点を増減できる。

表B

標準評価項目

技術評価項目		評価基準		施工計画審査 タイプ		施工実績審査 タイプ						
		評価点	配点	小計	配点	小計						
簡易な施工計画	①工程管理に係わる技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	(I型) 15.00	0.50	2.00						
	②品質管理に係わる技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	(II型) 10.00								
	③施工上の対処すべき技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00									
企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50	0.50	0.50							
		上記以外	0.00									
	地域精通度 (施工実績)	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50	(I型) —	0.50							
			1.00	(II型) —	1.50							
			0.50	(II型) 2.00	1.50							
			0.00									
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00	1.00	1.00	1.50	1.50					
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75									
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間10年以上)	0.50									
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間5年以上)	0.25									
		上記以外	0.00									
		主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50	0.50	0.50	1.50					
		なし	0.00									
担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり（管理組合で年1回適用）	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50					
		なし	0.00									
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	1.00	(I型) — (II型) 1.00	1.00	2.25					
				0.50								
				0.00								
	災害時の協力等	災害協定あり	0.25	0.25	(I型) 1.25 (II型) 2.25	0.25	1.00					
				0.00								
	地域経済への波及	地域企業の活用	地域内企業の活用比率	20%以上	1.00	1.00	1.00					
				10%以上20%未満	0.50							
				10%未満	0.00							
計（満点）					(I型) 18.75 (II型) 16.25	6.25						
減点項目		評価基準		配点								
過去6ヶ月の措置による減点		重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり 総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり		-1.00 -1.00								

※ 施工計画審査タイプII型は、簡易な施工計画で2項目を選択する。

なお、予定価格が5億円未満の専門工事（鋼橋等の工場製作・架設、ポステンPC橋、電気設備、機械設備、舗装、区画線、塗装、法面処理、杭基礎、地盤改良等の専門性の高い工事）については、工事内容に応じて施工計画審査タイプ又は施工実績審査タイプの標準評価項目を準用する。

IV-2 共同企業体・企業合併等

(1) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

ア 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。

技術評価項目		評価方法等
企業の施工能力	ISOマネジメントシステム	構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)
	地盤調査度(施工実績)	
配置予定技術者	主任(監理)技術者の資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。(「(4)配置予定技術者の評価」参照)
	主任(監理)技術者の继续教育	
担い手の育成・確保	新規の雇用	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものと申請する。(※2)
地盤の守り手確保	主たる営業所の所在地	構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)
	災害時の協力等	
	地盤企業の活用	共同企業体としての計画を評価する。(IV-1-5 地域の守り手確保の(3)<参考>を参照)
減点項目	重要な契約不適合の修繕請求	構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。
	技術評価項目の不履行	

※1 評価点の平均点は、少数第3位切り捨て、2位止めとする。

(例:A社(ISO9001取得→単体の評価点=0.50)とB社(ISO未取得→単体の評価点=0.00)のJVでは、評価点=0.25点)

なお、各項目の評価方法は、各構成員の評価点の平均点を原則とするが、工事の性格・規模等に応じて、従前の評価方法を選択できる。

※2 共同企業体において、構成員の複数に新規の雇用実績がある場合は、いずれかの構成員の雇用実績をもって当該共同企業体の「申請」とすることができます。「申請」による落札以降は、申請した構成員は、単体、共同企業体を問わず申請できない。また、「V-2様式集」様式6を提出する際は留意すること。

イ 企業の施工能力に係る補足

構成員ごとに「企業の施工能力等調書」を作成する。

ウ 配置予定技術者に係る補足

(ア) 構成員ごとに「配置予定技術者調書(総合評価用)」を作成する。

(イ) 補装工事に係る資格を乙型共同企業体(分担施工方式)で追加した場合の取扱いは、IV-1-3配置予定技術者の(1)工(イ)を参照のこと。

(2) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

ア 施工実績

共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

イ 減点項目

共同企業体で施工した工事における重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事における事例とみなして減点対象とする。

(3) 合併等の取扱い

ア 合併の場合

合併の事実発生日が、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請以前の場合は、合併存続会社と合併消滅会社の双方の実績等を評価対象とする。

イ 事業譲渡の場合

(ア) 事業の全部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日以後、譲渡会社の実績等は、譲受会社の実績等として評価対象とする。

(イ) 事業の一部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日をもって、譲渡会社の実績等を譲受会社の実績等とすることができる。ただし、この場合、事実発生日以後の総合評価落札方式による他の入札において、譲渡会社の実績等はすべて消滅したものとみなして、評価対象外とする。

ウ 会社分割の場合

事業譲渡の場合に準する。

エ ア、イにおいて、合併存続会社又は譲受会社が、次のいずれかに該当する場合は、合併消滅会社又は譲渡会社の実績等は、合併存続会社又は譲受会社に継承しない。

(ア) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく手続き開始の申立てがなされた会社である場合。

(イ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産申立てがなされた会社である場合。

(ウ) 精算手続き中の会社（事業活動を目的とせず、精算の目的の範囲内で存続する会社）である場合。

(エ) 休眠会社（建設業法第 29 条第 3 号の規定による許可の取消の要件に該当する事業活動を 1 年以上休止している会社）である場合。

(4) 配置予定技術者の評価

【評価基準】

- 配置予定技術者を特定できない場合は、各候補者の内、評価の合計が最も低いもので評価する。
- 共同企業体において構成員の配置予定技術者が特定できる場合は、各項目で、最も評価の高い構成員のもので、評価をする。
- 共同企業体において構成員の配置予定技術者が特定できない場合は、構成員の評価は、その構成員の各候補者の内、評価の合計が最も低いもので評価し、共同企業体の評価はその構成員の評価の中で最も合計点が高い構成員のもので評価する。

【ペナルティ基準】

- 交代した配置予定技術者の評価の合計が入札時の評価の合計より下がらなければ減点の対象としない。
- 共同企業体で配置予定技術者が交代した場合は、各項目で、最も評価の高い構成員のもので評価した合計が入札時の評価の合計より下がらなければ減点の対象としない。

【事例】

《単体の場合》

(1) 配置予定技術者を特定できない場合

各候補者の内評価の合計が最も低いもので評価する。

配置予定技術者	A社			評価
	ア	イ	ウ	
主任技術者の資格	1.00	1.00	0.25	0.25
主任技術者の継続教育	0.50	0.00	0.50	0.50
計	1.50	1.00	0.75	0.75

《共同企業体の場合》

(2) 構成員の配置予定技術者が特定できない場合

構成員の評価はその構成員の各候補者の内、評価の合計が最も低い者で評価し、その共同企業体の評価は、その構成員の評価の中で最も合計点が高い構成員のもので評価する。

配置予定技術者	A社			B社			C社			評価	評価
	ア	イ	ウ	工	才	力	キ	ク	ケ		
主任技術者の資格	1.00	1.00	0.50	1.00	0.50	0.75	1.00	0.50	0.00	1.00	0.50
主任技術者の継続教育	0.50	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00	0.50
計	1.50	1.00	1.00	1.00	1.00	0.75	1.50	0.50	0.50	1.00	1.00

(3) 配置予定技術者が特定できる構成員と、できない構成員が混在する場合

- 配置予定技術者を特定出来ない構成員の評価はその構成員の各候補者の内、評価の合計が最も低いもので評価とする。
- 共同企業体の評価は、その構成員の評価の中で最も合計点が高いものと配置予定技術者を特定できる構成員における各項目で最も評価の高い構成員のもので評価した合計を比較し、高いもので評価する。

配置予定技術者	A社			B社			C社			評価
	ア	イ	ウ	工	才	力	キ	ク	ケ	
主任技術者の資格	1.00	1.00	0.25	0.00	1.00	0.50	0.00			1.00
主任技術者の継続教育	0.00	0.00	0.50	0.50	0.50	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00
計	1.00	1.00	0.75	0.50	1.50	0.50	0.50	0.50	0.50	1.00

配置予定技術者	A社				B社		C社			評価
	ア	イ	ウ	工	才	力	キ	ク	ケ	
主任技術者の資格	0.00	1.00	1.00	0.00	1.00	0.50	0.00			1.00
主任技術者の継続教育	0.50	0.00	0.50	0.50	0.50	0.00	0.50	0.00	0.50	0.50
計	0.50	1.00	1.50	0.50	1.50	0.50	0.50	0.50	0.50	1.50

(4) 構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合

各項目で、最も評価の高い構成員のもので共同企業体の評価をする。

配置予定技術者	A社			B社		C社		評価
	ア	イ	ウ	工	才	力	キ	
主任技術者の資格	1.00	0.50	0.00					1.00
主任技術者の継続教育	0.00	0.50	0.00					0.50
計	1.00	1.00	0.00					1.50

IV-3 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認

(1) 履行確認

工事の監督及び検査に当たっては、評価した技術提案項目の内容を満たしているかどうかについて確認するものとする。

履行確認は、落札者に係る次の資料を工事監督員に交付し、工事開始後、工事監督員が履行状況を確認する。

工事の施工段階において、技術評価項目の不履行が発生した場合、その度合いに応じて、次に示す方法により、当該工事の工事施行成績を減点する。

工事監督員に交付する落札者に係る資料

- (1) 簡易な施工計画（様式1～3）
- (2) 表A（評価対象及び評価数、総評価数の入ったもの）
- (3) 配置予定技術者調書（様式一5）
- (4) 地域の守り手確保等調書（様式一7）

なお、(1)、(3)、(4)については、履行確認内容（評価対象としたもの）を明確にした上で工事監督員へ交付する。

例1：配置予定技術者調書において、技術者が複数の候補者により記載されている場合、評価対象とした技術者がわかるようにする。

例2：地域の守り手確保等調書の「地域企業の活用」で共同企業体の場合、出資比率がわかるようにする。

(2) ペナルティ（工事施行成績の減点）

ア 簡易な施工計画の不履行による工事施行成績の減点

- (ア) 減点数は、1項目当たり最大で5点とする。
- (イ) 明らかに不履行が認められる場合に減点する。
- (ウ) 減点数の算出は、次のとおりとする。

$$\text{減点数} = 5 \times \frac{\text{加点評価の総評価数} - \text{履行確認の総確認数}}{\text{加点評価の総評価数}}$$

（※減点数は、小数第1位を四捨五入して整数とする。）

（計算例） 加点評価した総評価数=4、履行確認の総確認数=3 の場合

$$\text{減点数} = 5 \times \frac{4-3}{4} = 1.25 \rightarrow \text{減点数} = 1$$

- (I) 減点数は、評価が下がる項目ごとの総評価数・総確認数により算定する。

（複数の項目において評価が下がる場合、その項目ごとの総評価数・総確認数により減点数を算出し合算する。）

- (オ) 不履行の原因が、自然災害によるなど、受注者の責によらない場合は、ペナルティとはしない。

イ 配置予定技術者の交代による工事施行成績の減点

- (ア) 減点数は、最大で4点とする。
- (イ) 減点は、交代した技術者の資格、継続教育の合計点が、入札時に評価した合計点より劣り、評価が下がる場合に実施する。
（なお、技術者の交代の理由を問わず、評価が下がれば減点する。）
- (ウ) 発注者の都合による工期延期に伴う配置予定技術者の交代については、この適用の対象としない。
- (オ) 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、次表のとおりとする。

評価が下がる項目の組合せ		工事施行成績 の減点数
資 格	継 続 教 育	
○	○	4点
○	—	3点
—	○	1点
—	—	0点

注 表中の「○」は評価が下がる場合、「—」は評価が下がらない場合を示す。

ウ 地域企業の活用の不履行による工事施行成績の減点

(ア) 減点数は、5点とする。

(イ) 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

(3) 評価結果の確認について

入札参加者は発注者に対し、評価結果の理由について落札者等の通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。

なお、受注者は工事着手時にも評価結果の確認をすることができる。

V 参考資料

V-1 特記仕様書

特記仕様書への追加記載事項について、次のとおり例示する。

(1) 施工計画審査タイプ

技術評価項目について

1 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施行中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価された技術評価項目について、受注者が自らの責により遵守することができない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 簡易な施工計画

ア 減点は、入札時に評価した簡易な施工計画の不履行が発生した場合で、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり最大5点とする。

(2) 配置予定技術者

ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育の合計点が、入札時に評価した合格点よりも劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(3) 地域企業の活用の不履行による減点

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、5点とする。

(2) 施工実績審査タイプ

技術評価項目について

1 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価された技術評価項目について、受注者が自らの責により遵守することができない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 配置予定技術者

ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育の合計点が、入札時に評価したものより劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(2) 地域企業の活用の不履行による減点

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、5点とする。

V-2 様式集

簡易型総合評価落札方式の様式は、次のとおりとする。

- 別記様式 技術評価項目申請書
- 様式-1 簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】
- 様式-2 簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】
- 様式-3 簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】
- 様式-4 企業の施工能力等調書
- 様式-5 配置予定技術者調書（総合評価用）
- 様式-6 担い手の育成・確保調書
- 様式-7 地域の守り手確保等調書

年　月　日

(支出負担行為担当者) 様

競争入札参加希望者
住 所
商号又は名称
代表者氏名^印
(共同企業体の場合は企業体名を冠にすること)

技術評価項目申請書

簡易型総合評価落札方式のための技術評価項目申請書を提出します。添付資料の内容については事実に相違ないことを誓約します。

また、落札候補者となった際の発注者による確認において、申請した得点に錯誤があった場合は、その得点の上方修正は認められず、下方修正されることについて承諾いたします。

なお、「減点項目」に該当する場合に、発注者で減点項目欄に減する得点を記入し修正することについて承諾いたします。

記

1 工事名

2 技術評価項目

- (1) 工程管理に係る技術的所見 (様式-1)
- (2) 品質管理に係る技術的所見 (様式-2)
- (3) 施工上の対処すべき技術的所見 (様式-3)
- (4) 企業の施工能力 (様式-4)
- (5) 地域精通度(施工実績) (様式-4)
- (6) 地域の守り手確保 (様式-4)
- (7) 配置予定技術者 (様式-5)
- (8) 担い手の育成・確保 (様式-6)
- (9) 地域の守り手確保 (様式-7)

3 問い合わせ先

担当者：
部 署：
電話番号：

注 技術評価項目の(1)から(9)については、発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。

様式1、様式2、様式3については、会社(企業)名を記載したものと、記載しないものを提出する。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式－1

簡易な施工計画 【工程管理に係る技術的所見】

工事名：
会社(企業体)名：

工程管理に係る技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2事項×1所見＝2枚まで資料を添付できる。

事項	所見の具体的な内容	評価
(記入例) 異常気象や緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	<p>①</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 NETIS番号〇〇一〇〇〇〇〇一〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○
(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	<p>①</p> <p>入り参加者が 左記の事項について工程管理をより適正に行うための 技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。 ※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で 簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する 事項を評価しない。</p>	-

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札
参加者へ提示する。

※評価

○：加点評価の対象とする
-：加点評価の対象としない
×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度以内で簡潔に記載すること。
- 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。
- 3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載修了した旧NETISを含む）の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて技術内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付できる。
なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。
- 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
なお、差し替え及び再提出は認めない。
- 5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。

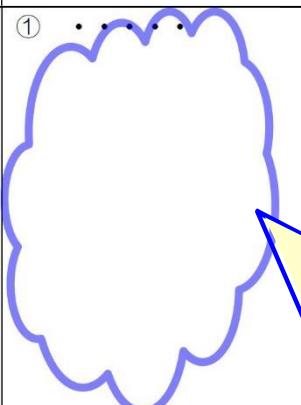
(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式－2

簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】

工事名：
会社(企業体)名：

品質管理に係る技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2事項×1所見＝2枚まで
資料を添付できる。

■評価テーマ	＊＊について 〔発注者が重要度の高い工事目的物を明示〕	
事項	所見の具体的な内容	評価
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫	<p>① ……</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。</p> <p>ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫 イ 品質の確保・向上を図るために、施工中に行う技術的な工夫 ウ 品質の確保・向上を図るために、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 NETIS番号〇〇一〇〇〇〇〇一〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために、当該工事目的物の施工中に行う技術的な工夫	<p>①</p>  <p>入札参加者が 左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の 向上を図るために品質管理に係る技術的な工夫につ いて、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で 簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する 事項を評価しない。</p>	-

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し
入札参加者へ提示する。

※評価

○：加点評価の対象とする

-：加点評価の対象としない

×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度以内で簡潔に記載すること。
- 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。
- 3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載修了した旧NETISを含む）の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて技術内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付できる。
なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。
- 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
なお、差し替え及び再提出は認めない。
- 5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

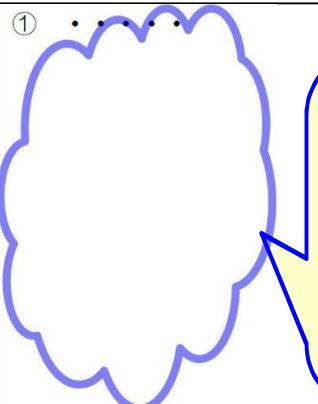
様式－3

簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】

工事名：

会社(企業体)名：

施工上の対処すべき技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2事項×1所見＝2枚まで資料を添付できる。

事項	所見の具体的な内容	評価
(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫	<p>①</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項 エ 一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項 オ その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定） カ その他②（入札参加者による独自設定）</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 NETIS番号〇〇一〇〇〇〇〇〇一〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○
(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫	<p>①</p>  <p>入札参加者が 左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	-

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し
 入札参加者へ提示する。

※評価

○：加点評価の対象とする

－：加点評価の対象としない

×：実施不可

注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度以内で簡潔に記載すること。

2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。

3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。

また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載修了した旧NETISを含む）の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて技術内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付できる。
 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。

4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
 なお、差し替え及び再提出は認めない。

5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式－4

企業の施工能力等調書

工事名：
会社(構成員)名：

ISOマネジメントシステムの取得(登録)の有無 (あり・なし)	
※取得(登録)している場合は、下欄に登録年月日、登録番号及び有効期限を記入し、登録証書の写しを併せて提出する。	
登録年月日	年月日
有効期限	年月日

※当該年度内有効期限を迎える場合は留意すること。

地域精通度に係る施工実績の有無 (あり(施工場所を記入)・なし)				
発注機関名	請負金額	円	工期	～
工事名				
※コリンズの登録内容確認書等の写しを添付すること。				

主たる 営業所 の所在地	営業所名	
	住所	

石狩湾新港管理組合との災害協定の有無 (あり・なし)
※災害協定がある場合は、協定書の写し及び建設事業協会等の証明の写しを提出すること。

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式－5

配置予定技術者調書（総合評価用）

工事名：

会社(構成員)名：

氏 名			
生 年 月 日		年 月 日 生	
資 格	種 類	技術士（ 部門）	
	取得年月日	年 月 日	
	登録番号		
	種 類	級 施工管理技士	
	取得年月日	年 月 日	
	登録番号		
	種 類		
	取得年月日	年 月 日	
	登録番号		
継続教育の取得単位	団 体 名	(一社) 全国土木施工管理技士会 (公社) 土木学会 (公社) 日本技術士会	年間 ユニット 単位 年間 CPD時間

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

2 配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者の中から、評価の合計が最も低い者を記入すること。（申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となるので注意すること。）

3 記載内容を証明する資料として、資格を証する書面、CPD受講証明書等の写しを併せて提出すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式－6

扱い手の育成・確保調書

工事名：
会社(構成員)名：

新規の雇用の申請の有無		(申請する ・ 申請しない)	
※共同企業体の場合は、申請する会社名と適用する企業体名を記入。 ※申請しない場合は、以下の記載は不要。			
※過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者の雇用。また、過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者の雇用がある場合は、下欄に雇用者の氏名等を記入するとともに、雇用関係の判断できる資料を併せて提出する。			
氏名		会社名	
		企業体名	
生年月日	年　月　日生	採用時点の年齢	才
学卒者の雇用の場合	卒業・修了 学校名		
	卒業・修了 年月日	年　月　日卒業（修了）	
【提出資料】 ①卒業（修了）証書又は卒業（修了）証明書の写し ②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し＋健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し＋源泉徴収簿の写し ⑤3ヶ月以上継続雇用されていることがわかる書面（賃金台帳の写しなど）（注2）			
離職者の雇用の場合	前会社名	【提出資料】 ①解雇通知書又は離職証明書の写し ②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し＋健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し＋源泉徴収簿の写し ⑤3ヶ月を超える継続雇用されていることがわかる書面（賃金台帳の写しなど）（注2）	

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

2 3ヶ月を超える継続雇用とは、基準日（令和6年度においては、令和6年4月1日時点）において、3ヶ月を超える雇用があることが必要なため、令和5年1月～3月の雇用ならびに基準日においても雇用を継続していること証する書類が必要となるので、添付する書類に留意すること。

様式－7

地域の守り手確保等調書

工事名：

会社(企業体)名：

地域企業の活用 地域内企業の活用比率

※地域企業活用予定比率について、該当する項目に「レ」を記入する。

地域内企業活用比率

20%以上

10%以上20%未満

10%未満

注1 共同企業体で申請する場合は、代表の構成員が作成し提出すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)